受益者負担金及び分担金について

第1~5次下水道財政研究委員会の提言では、受益者負担金の対象事業や賦課額について、おおむね次のとおりとしています。

- (1) 対象事業費は、建設費の末端管きょ整備費(=枝線整備事業費) 相当額を目途とすることなどが適当である。
- (2) 賦課額(=負担割合)は、事業費の1/3ないし1/5とすべきである。

こうした基本的な考え方に基づき、基本負担金(分担金)の額は次のとおり算出しています。

基本負担金(分担金)〔G/H〕 = (枝線整備事業費〔A〕-国庫補助金〔B〕) × 負担割合〔F〕 負担区面積〔D〕

ただし、平成7年度に施行した第4負担区の負担金が、従来の算出方法では基本負担金額が増額となるものの、整備区域内の負担の公平性の観点から審議会において280円に据え置くこととされたため、以降の負担区においても、こうした経過を踏まえて据え置くこととされてきました。

○受益者負担金

参考:受益者負担金及び分担金とは

【○受益者負担金(根拠法令:都市計画法第75条)

国、都道府県又は市町村は、都市計画事業によって著しく利益を受ける者があるときは、その利益を受ける限度において、当該事業に要する経費の一部を当該利益を受ける者に負担させることができる。

○分担金(根拠法令:地方自治法第224条)

普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公 共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、 当該事件により特に利益を受ける者から、その利益の限度において、分担金 を徴収することができる。

負 担 区	事業費	国庫補助金	差引	面積	m [*] 単 価	割合	単価	施行した負担金	割合		
貝 担 区	А	В	C=A-B	D	E=C÷D	F	G=E×F	H	1	対象事業費	設 定 理 由 な ど
										幹線、枝線整備費	市は、1/4の負担割合を提案したが、
1	4,924,707 千円	1,892,976 千円	3,031,731 千円	3,074,600 m²	986 円	1/4	246 円	220 円	1/4.5	及び処理場整備費	審議会の結果、1/4.5と決定した。
											第1負担区の審議経過を踏まえ、負担
2	4,629,157 千円	644,529 千円	3,984,628 千円	3,140,000 m²	1,269 円	1/4.5	282 円	280 円	1/4.5	枝線整備費	割合を 1/4.5 として算出した。
3	6,081,060 千円	951,180 千円	5,129,880 千円	4,020,000 m²	1,276 円	1/4.5	283 円	280 円	1/4.5	枝線整備費	同 上
											従来の算出方法では増加区となる予定
4	9,596,100 千円	2,055,870 千円	7,540,230 千円	5,335,000 m²	1,413 円	1/4.5	314 円	280 円	1/5	枝線整備費	だったが、公平性の観点から据え置いた。
_										11 (4 + 1 + 1+	
5	14,464,600 千円	3,616,400 千円	10,848,200 千円	4,690,000 m²	2,313 円	1/4.5	514 円	280 円	1/8.3	枝線整備費	同上
6	1 750 000 - 5	000 000 -	1 407 600 ~ =	500,000 2	0.075 5	1/45	001 F	000 5	1 /1 0 0	1+40+6/##	
6	1,756,600 千円	269,000 千円	1,487,600 千円	500,000 m²	2,975 円	1/4.5	661 円	280 円	1/1 0.6	枝線整備費	同上
7	2 100 000 7 11	400 000 TH	1 700 000 4 11	1 000 000 2	1.000 m	1 / 4 5	270 [200 [1 / 6	+ 40 数 / 类 弗	
/	2,168,000 千円	402,000 千円	1,766,000 千円	1,060,000 m²	1,666 円	1/4.5	370 円	280 円	1/6	枝線整備費	同上
Q	759,780 千円	52,510 千円	707,270 千円	478,000 m²	1,480 円	1/4.5	328 円	280 円	1/5.3	 枝線整備費	同上
0	753,760 十円	52,510 十円	707,270 十円	470,000 111	1,400	1/4.3	J20 🗇	200 🗇	1/3.3	1人似	IH T

※第1~第8負担区を1つの負担区とした場合の

㎡単価(E)に対する負担割合(I)は1/5.5になります

○分担金

	<u>-</u>										
負 担	事 業 費 × A	国庫補助金 B	差 引 C=A-B	面 積 D	m 単 価 E=C÷D	割 合 F	単 価 G=E×F	施行した負担金	割 合	対 象 事 業 費	設 定 理 由 な ど
1	_	_	_	_	_	_	_	280 円	1/4.5	_	集中浄化槽で整備済みの区域だが、負担 金との均衡や公平性の観点から280円とした。
2	1,283,750 千円	245,560 千円	1,038,190 千円	732,000 m²	1,418 円	1/4.5	315 円	280 円	1/5.1	 枝線整備費	負担金の算出方法によれば、315円 だが公平性等の観点から280円とした。
		, , , , ,	, , , , , ,	,	, , , , ,	,			,		負担金の算出方法によれば、327円 だが公平性等の観点から280円とした。
★ 3 (案)	237,600 千円	0 千円	237,600 千円	161,400 m²	1,472 円	1/4.5	327 円	280 円	1/5.3	枝線整備費	また、負担区面積の中に公共施設が含まれていたため除外した面積で算出している

※第1~第3負担区を1つの負担区とした場合の

m単価(E)に対する負担割合(I)は1/5.1になります

増負担金及び増分担金について

- ・増負担金(増分担金)とは、基準を超える多量の汚水を排水する事業所などに対し、基本負担金(分担金)に加えて負担を求めるものです。
- ・年間の汚水排除量が、土地1平方メートル当たり1.37立方メートルを 超える場合にその超過する汚水の排除量に対し、賦課します。
- ・算出の考え方は、基本負担金(分担金)の20%相当額としています。

○受益者負担金の増負担金

負 担	<u> </u>	基	本	負	担	金	増	負	担	金	備考
											諮問では、基本負担金が240円の設定だった
											ため、増負担金49円(20%相当)としていたが、
											答申により、基本負担金が220円となったため、
1			22	0.0	円			49	円		結果として22%相当となった。
2	2		28	80	円			57	円		基本負担金の20%相当額
3	3		28	30	円			57	円		同 上
4	1		28	30	円			57	円		同上
5	5		28	30	円			57	円		同上
6	<u> </u>		28	30	円			57	円		同 上
7	7		28	30	円			57	円		同上
8)		28	20	円			57	円		
٥)	l	20	U			l	37			I ^{II}

○分担金の増分担金

負	. 担 区	基本分担金	増 分 担 金	備考							
	1	280 円	57 円	基本分担金の20%相当額							
	2	280 円	57 円	同上							
7 3	3(案)	280 円	57 円	同上							